【九戸村】

端末整備・更新計画

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和 10 年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|----------|
| ① 児童生徒数 | 305 | 293 | 283 | 251 | 238 |
| ② 予備機を含む 整備上限台数 | 0 | 325 | 0 | 0 | 0 |
| ③ 整備台数 (予備機除く) | 0 | 293 | 0 | 0 | 0 |
| ④ ③のうち 基金事業によるもの | 0 | 293 | 0 | 0 | 0 |
| ⑤ 累積更新率 | 0 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ⑥ 予備機整備台数 | 0 | 32 | 0 | 0 | 0 |
| ⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの | 0 | 32 | 0 | 0 | 0 |
| ⑧ 予備機整備率 | 0 | 10. 9 | 0 | 0 | 0 |

※①~⑧は未到来年度等にあっては推定値を記入する。

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に整備した端末について、文部科学省が定める5年程度を経過するため、 令和7年度に更新を行うものである。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- 〇対象台数:393台
- 〇処分方法
 - ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 0 台
 - ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託:393 台
 - ・資源有効利用促進法の製造事業者に再使用・再資源化を委託 : 0 台
 - その他():0台
- ○端末のデータの消去方法
 - ・自治体の職員が行う
 - ┃・処分事業者へ委託する ┃
- 〇スケジュール(予定)

令和8年 3月 新規購入端末の使用開始

令和8年 8月 処分事業者選定

令和8年12月 使用済端末の事業者への引き渡し

〇その他特記事項

令和2年度に整備した端末はWindows OSのため、サポート期限を迎える令和7年10月から端末更新までの期間はサポートの延長を行う。